

児童手当の手続きはお済みですか？

令和6年10月の制度改正により、下記に該当する方は、新たに手続きが必要です。

- ① 高校生年代の児童のみを養育している方
 - ② 所得上限額以上により、児童手当を受けていない方
 - ③ 高校生以下の児童を養育しており、18歳年度末以降から22歳年度末まで(H14年4/2～H18年4/1生まれ)の子を含め、3名以上養育している方
 - ④ 新たに施設入所となる児童がいる施設設置者
 - ⑤ すでに施設等受給者である方で、その委託等されている児童のうちに、高校生年代の児童がいる施設設置者
- ▶ 令和6年10月分に遡り支給できる申請期限 3/31(月)
- ※期限を過ぎると、申請の翌月分から支給開始です。手続きの対象かも？と思われた方は、下記へお問合せ下さい。

☎ 児童家庭課 ☎893-4422

【ウォーキングday】

毎週月曜日9時より「いこいの市民パーク」で実施しています。

【ディスコステップ～懐かしいディスコサウンドで楽しくリフレッシュ!～】

- ▶ 日時 3/24(月) 14:00～15:00
 - ▶ 場所 保健相談センター 2階ホール
 - ▶ 持ち物 室内シューズ、飲み物
- ※予約不要

☎ 保健相談センター ☎898-5597

4/1(火)より親子(母子)健康手帳の交付窓口が変わります

事務室の引っ越しに伴い「交付窓口」が下記のとおり変更となります。

親子(母子)健康手帳交付、親子支援ギフト事業、産後ケア事業など母子保健に係る申請・相談窓口です。

- ▶ 4/1(火)以降
- 窓口：宜野湾市役所本館2階大ホール(宜野湾市野高1-1-1)

☎ 保健相談センター ☎898-5595



健康増進課より教室のお知らせ

【フィットネス教室】

- ▶ 日時 3/5(水) 10:00～11:00
3/21(金) 14:00～15:00
 - ※当日は、問診・血圧測定等を行いますので15分前までにお越しください。
 - ▶ 場所 保健相談センター 2階ホール
 - ▶ 定員 15人(定員に達し次第締切)
 - ▶ 内容 お家で出来る筋力トレーニング、ストレッチ、美らがんじゅう体操
 - ▶ 参加費 無料
 - ▶ 持ち物 動きやすい服装、室内シューズ、飲み物
 - ▶ 要予約 開催日1週間前から受付
- ☎ 保健相談センター ☎898-5597

健康づくり推進員からのお知らせ

【ウォーキングday+(ぶらす)】

- ▶ 日時 3/6(木) 9:30～
- ▶ 集合場所 市立体育館入口向かい東屋
- ▶ 内容 ストレッチ、美らがんじゅう体操、1時間程度のウォーキング
- ▶ 持ち物 帽子、日傘、飲み物
- ※荒天時は中止となります。

MR(麻しん・風しん混合)予防接種 第2期について

接種期限が近付いているため接種がまだの方はお急ぎください!!

麻しんは手洗いやマスクだけでは予防できないためワクチン接種が有効です。

- ▶ 対象者 平成30年4/2～平成31年4/1生まれのお子さん
- ▶ 接種期間 令和7年3/31(月)まで
- ▶ 接種場所 指定医療機関
- ※ご希望の際は事前に医療機関へご予約ください。
- ▶ 料金 無料
- ▶ 持ち物 親子(母子)健康手帳、予診票

※既にお送りしている予診票もしくは病院備え付けのものもお使いいただけます。

☎ 保健相談センター ☎898-5596



ご存知ですか？「通いの場」

「通いの場」とは、60歳以上の方が中心となって、地域の皆さんが【自身で歩いて行ける場所】に、定期的(週1回程度)に集まって健康づくりのための活動を行う場のことです。地域の皆さんが気軽に集い、ふれあいを通して「仲間づくり」「生きがいづくり」「支えあい」の輪を広げます。

市では現在10以上の「通いの場」が立ち上げられており、それぞれ健康体操を中心とした個性豊かな活動をいきいきと行っています。すでに活動をしている「通いの場」に参加するもよし、また、気の合う仲間と新たに「通いの場」を立ち上げるのも楽しい経験になることでしょう。「通いの場(自主体操サークル)」新規立ち上げに際しては、活動の支援や補助金を活用することもできます。

○すでに活動をしている「通いの場(自主体操サークル)」について、また「通いの場」新規立ち上げの支援(サポート)についての詳細はお問合せ下さい。

☎ 介護長寿課 ☎内線4133・4135

健康・福祉

子育て支援講演会

自信を持って子育てができるようなヒントを見つけてもらい、より良い子育ての実現を目的に開催します。子どもたちの大きな可能性を引き出すために、親としてできる事は何か、共に学びましょう。

- ▶ 日時 3/6(木) 18:30～20:00
 - ▶ 講師 (一社)沖縄カウンセリングセンター代表理事 松川 友樹(臨床心理士・MBA)
 - ▶ 演題 性被害・性加害予防～発達障がいのある子の性教育～
 - ▶ 対象 子育て中の保護者・関心のある方
 - ▶ 場所 宜野湾市中央公民館2階 集会場
 - ▶ 参加費 無料
 - ▶ 託児 定員あり(要申込み/未就学児のみ)
 - ▶ 申込 電話または申込みフォーム
- ※手話通訳の必要な方は、事前にご連絡ください。

☎ 児童家庭課 ☎893-4643

？ ヤングケアラーって？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。

目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

問合せ：児童家庭課 ☎893-4643 詳しくは『こども家庭庁のホームページ』をご覧ください▶



令和6年度 住民税非課税世帯に対する給付金事業のお知らせ

申請期限

令和7年3月31日(月)



「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、低所得世帯へ給付金を支給します。

※令和6年12月13日時点で宜野湾市に住民登録がある世帯が対象となります。

- ▶ 対象 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯
- ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外となります。
- ▶ 支給額 3万円(1世帯1回限り)
- ※世帯に扶養されている18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童がいる場合、1人あたり2万円加算されます。



【申請方法】

- ① 対象と思われる世帯主宛に、2月中旬頃から順次「支給のお知らせ」または「支給要件確認書」を送付します。
 - ・「支給のお知らせ」が届いた世帯→原則手続き不要です。
 - ・「支給要件確認書」が届いた世帯→内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒にて返送または窓口へ提出してください。(オンライン申請も予定しております)
 - ② 令和6年1月2日以降に転入した世帯や世帯の中に税情報が把握できない方(未申告等)がいる場合は、**確認書が送付されません**。別途「申請書」の提出が必要となりますので、市ホームページよりダウンロード、または給付金窓口にて申請書を受け取り、必要事項を記入し、添付書類と一緒に郵送または給付金窓口へご提出ください。
- ※給付金窓口は、市民会館となりの「旧マイナナンバーカードセンター」となります。

☎ 宜野湾市給付金窓口専用コールセンター ☎050-3354-5104 〈受付時間〉8:30～17:00(土日祝日を除く)